

# 高山市人権だより

令和6年10月発行

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

高山市 市民活動部 生涯学習課

TEL : 0577-35-3155 FAX : 0577-35-3414

E-MAIL : shougaigakushuu@city.takayama.lg.jp

## 同和問題（部落差別）について考えよう

※携帯電話・スマートフォンで過去発行分の閲覧が可能。こちらから→



### 同和問題とは？

日本社会の歴史の中で形づくられた身分制度によって、一部の人々が長い間、住む場所、職業、結婚、交際、服装など、日常生活のあらゆる面で、差別を受けてきた人権問題です。

人々の差別意識は、着実に解消に向けて進んでいる中でも、同和地区出身者との結婚を反対されたり、就職で不利な扱いを受けたり、最近ではインターネット上において差別的な文章を掲載されたりなどの問題が起きています。

### 部落差別の解消の推進に関する法律

#### 基本理念

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(平成28年法律第109号)



同和問題を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

### 日本国憲法

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

### えせ同和行為に注意!!

同和問題を口実にして、企業や行政機関などを相手に威圧・脅迫しながら、不当な利益や義務のないことを要求する行為で、その目的は最終的には金銭を得ることです。

差別のない暮らしやすい社会を実現させるためにも、一人ひとりが正しい理解をもって、不当要求には毅然とした態度で臨みましょう。



みんなの人権110番

0570-003-110



平日8:30~17:15



友だち追加はこちら!

法務局LINEじんけん